

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

### 規 則

政治倫理の確立のための岐阜県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(秘書課) 一〇三四

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

(研究開発課) 一〇三四

岐阜県農家負担軽減支援特別資金助成規則を廃止する規則

(農業振興課) 一〇三四

### 告 示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定

(廃棄物対策課) 一〇三四

救急医療施設取扱要綱の廃止

(医療整備課) 一〇三五

道路の区域変更

(道路維持課) 一〇三六

道路の供用開始

(同) 一〇三六

都市計画の変更

(都市政策課) 一〇三七

岐阜県土地利用基本計画の変更

(同) 一〇三八

各務原都市計画下水道事業の変更認可

(下水道課) 一〇四〇

多治見都市計画下水道事業の変更認可

(同) 一〇四〇

八幡都市計画下水道事業の変更認可

(同) 一〇四〇

輪之内都市計画下水道事業の変更認可

(同) 一〇四〇

### 議 会 告 示

岐阜県議会議員き章規程の一部改正

(議会総務課) 一〇四一

岐阜県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部改正

(同) 一〇四一

### 議 会 訓 令 甲

岐阜県議会議務局職員定数規程の一部を改正する訓令

(議会総務課) 一〇四一

### 公 示

第十次鳥獣保護事業計画の公表

(地球環境課) 一〇四二

岐阜県特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)の公表

(同) 一〇四二

岐阜県特定鳥獣保護管理計画(イノシシ)の公表

(同) 一〇四二

指定管理者の指定

(畜産課) 一〇四二

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

(出納管理課) 一〇四三

第 二 千 二 百 三 十 六 号  
平 成 二 十 三 年 三 月 二 十 九 日

(火曜日)

規 則

政治倫理の確立のための岐阜県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十二号

政治倫理の確立のための岐阜県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための岐阜県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成七年岐阜県規則第百十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「先物取引に係る事業所得」の下に「譲渡所得」を加える。

別記第三号様式中「先物取引の事業・雑所得」を「先物取引の事業・譲渡・雑所得」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十二号

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例施行規則（平成二十一年岐阜県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

岐阜県農家負担軽減支援特別資金助成規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十四号

岐阜県農家負担軽減支援特別資金助成規則を廃止する規則

岐阜県農家負担軽減支援特別資金助成規則（平成七年岐阜県規則第百十号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部改正

別表三十六の項を次のように改正する。

三十六 削除

告 示

岐阜県告示第百九十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項に規定する指定区域を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年三月二十九日





岐阜県告示第百一十号

県道	道路の種類	路線名	区間	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員 ル(メートル)	延長 ル(メートル)	備考
打保 神岡線 停車場			飛驒市神岡町伊西字ヲシ ヲ山一〇八三番一 地先 から	前A	四〇〇 四〇〇	一〇八〇	A及び Bは関 係図面 に表示 する敷 地の区 分をい う。
同市同町同字同 一〇八四番一〇地先 まで			飛驒市神岡町伊西字ヲシ ヲ山一〇八三番一〇地先 から	後B	四〇〇 三〇〇	三九〇	
同市同町同字同 一〇八四番一〇地先 まで			後B				

岐阜県知事 古田 肇

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

岐阜県告示第百一十号

同市同町同字同 一〇八四番一〇地 先まで	後B	四〇〇 三〇〇	三九〇
----------------------------	----	------------	-----

- 一 都市計画の種類及び名称  
岐阜都市計画道路  
一・三・一号 東海環状自動車道
- 二 都市計画を定める土地の区域  
都市計画図書において表示する区域

平成二十三年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第百一十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

岐阜県告示第百一十号

県道	道路の種類	路線名	区間	延長 ル(メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域 又は 決定 又は 変更 の 告示 年月 日 ほか)
打保 神岡線 停車場			飛驒市神岡町伊西字ヲシ ヲ山一〇八三番一 地先から 同市同町同字同 一〇八四番一〇地先まで	三九〇	平成 三三・三二九	平成 三三・三二九

岐阜県知事 古田 肇

平成二十三年三月二十九日

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

三 縦覧場所  
 岐阜県都市建設部都市政策課、岐阜市都市建設部都市計画課、瑞穂市都市整備部都市開発課

岐阜県告示第二百四号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項の規定により定められた岐阜県土地利用基本計画（昭和五十年岐阜県告示第五百四十九号）を変更したので、同条第十四項において準用する同条第十三項の規定により次のとおり告示する。  
 なお、当該関係図書は、岐阜県都市建設部都市政策課及び関係振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

基本計画図の一部を次のように変更する。

変更した地域	市町名	変更した地区	変更内容
恵那農業地域	恵那市	中野方町の一部	二〇一ヘクタールの拡大
岐阜森林地域	岐阜市	奥の一部	二ヘクタールの縮小
岐阜森林地域	岐阜市	山県北野の一部	一ヘクタールの縮小
岐阜森林地域	岐阜市	長良の一部	一ヘクタールの縮小
各務原森林地域	各務原市	須衛の一部	一ヘクタールの縮小
各務原森林地域	各務原市	テクノプラザ三丁目的一部、須衛町四丁目及び六丁目的一部	二〇一ヘクタールの縮小
各務原森林地域	各務原市	テクノプラザ三丁目的一部、須衛町四丁目及び六丁目的一部	七ヘクタールの縮小

各務原森林地域	各務原市	鷺沼宝積寺町の一部	一ヘクタールの縮小
各務原森林地域	各務原市	下中屋町の一部	一ヘクタールの縮小
各務原森林地域	各務原市	上中屋町の一部	二ヘクタールの縮小
山県森林地域	山県市	片原の一部	二ヘクタールの縮小
山県森林地域	山県市	谷合の一部	二ヘクタールの縮小
関森林地域	関市	神野の一部	二ヘクタールの縮小
関森林地域	関市	下有知の一部	三ヘクタールの縮小
関森林地域	関市	塔ノ洞の一部	五ヘクタールの縮小
関森林地域	関市	池尻の一部	一ヘクタールの縮小
関森林地域	関市	下有知の一部	二ヘクタールの縮小
関森林地域	関市	稲口の一部	二ヘクタールの縮小
関森林地域	関市	稲口及び小迫間の一部	三ヘクタールの縮小
関森林地域	関市	倉知の一部	一ヘクタールの縮小
関森林地域	関市	稲口及び小迫間の一部	一ヘクタールの縮小
関森林地域	関市	板取の一部	一ヘクタールの縮小
関森林地域	関市	武芸川町谷口の一部	二ヘクタールの縮小
関森林地域	関市	武芸川町谷口の一部	二ヘクタールの縮小
美濃森林地域	美濃市	大矢田の一部	二ヘクタールの縮小
郡上森林地域	郡上市	八幡町市島の一部	一ヘクタールの縮小

郡上森林地域	郡上森林地域	郡上森林地域	郡上森林地域	郡上森林地域	郡上森林地域	郡上森林地域	郡上森林地域	郡上森林地域	郡上森林地域	郡上森林地域	郡上森林地域	郡上森林地域	郡上森林地域	郡上森林地域	郡上森林地域	郡上森林地域
郡上市	郡上市	郡上市	郡上市	郡上市	郡上市	郡上市	郡上市	郡上市	郡上市	郡上市	郡上市	郡上市	郡上市	郡上市	郡上市	郡上市
高鷲町鷲見の一部	高鷲町ひるがのの一部	高鷲町西洞の一部	高鷲町ひるがのの一部	高鷲町ひるがのの一部	高鷲町ひるがのの一部	高鷲町ひるがのの一部	白鳥町中西の一部	白鳥町石徹白の一部	白鳥町石徹白の一部	白鳥町石徹白の一部	白鳥町石徹白の一部	白鳥町石徹白の一部	白鳥町石徹白の一部	大和町栗巣の一部	大和町島の一部	八幡町相生の一部
三ヘクタールの縮小	五ヘクタールの縮小	二二ヘクタールの縮小	一ヘクタールの縮小	五ヘクタールの縮小	一〇ヘクタールの縮小	一ヘクタールの縮小	二ヘクタールの縮小	一ヘクタールの縮小	一ヘクタールの縮小	一ヘクタールの縮小	二ヘクタールの縮小	五ヘクタールの縮小	三ヘクタールの縮小	三ヘクタールの縮小	三ヘクタールの縮小	一ヘクタールの縮小
土岐森林地域	瑞浪森林地域	郡上森林地域	郡上森林地域	郡上森林地域	郡上森林地域	郡上森林地域	郡上森林地域	郡上森林地域	郡上森林地域	郡上森林地域	郡上森林地域	郡上森林地域	郡上森林地域	郡上森林地域	郡上森林地域	郡上森林地域
土岐市	瑞浪市	郡上市	郡上市	郡上市	郡上市	郡上市	郡上市	郡上市	郡上市	郡上市	郡上市	郡上市	郡上市	郡上市	郡上市	郡上市
鶴里町柿野の一部	釜戸町の一部	高鷲町鮎立の一部	高鷲町大鷲の一部	高鷲町大鷲の一部	高鷲町大鷲の一部	高鷲町鷲見の一部	高鷲町鷲見の一部	高鷲町鷲見の一部	高鷲町鷲見の一部	高鷲町鷲見の一部	高鷲町鷲見の一部	高鷲町鷲見の一部	高鷲町鷲見の一部	高鷲町鷲見の一部	高鷲町鷲見の一部	高鷲町鷲見の一部
二ヘクタールの縮小	一ヘクタールの縮小	二ヘクタールの縮小	一ヘクタールの縮小	七ヘクタールの縮小	二ヘクタールの縮小	一三ヘクタールの縮小	七ヘクタールの縮小	一ヘクタールの縮小	二ヘクタールの縮小	五ヘクタールの縮小	二ヘクタールの縮小	二ヘクタールの縮小	二ヘクタールの縮小	一ヘクタールの縮小	二ヘクタールの縮小	二ヘクタールの縮小

土岐森林地域	土岐市	泉町久尻の一部	六四ヘクタールの縮小
土岐森林地域	土岐市	下石町の一部	二ヘクタールの縮小
高山森林地域	高山市	江名子町の一部	一ヘクタールの縮小
高山森林地域	高山市	清見町牧ヶ洞の一部	二ヘクタールの縮小

岐阜県告示第百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、各務原都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二條第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称  
各務原市

二 都市計画事業の種類及び名称  
各務原都市計画下水道事業 各務原市公共下水道

三 事業施行期間  
昭和五十七年十一月十二日から  
平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、多治見都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二條第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称  
多治見市

二 都市計画事業の種類及び名称  
多治見都市計画下水道事業 多治見市公共下水道

三 事業施行期間  
昭和四十四年十二月二十三日から  
平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八幡都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二條第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称  
郡上市

二 都市計画事業の種類及び名称  
八幡都市計画下水道事業 郡上市公共下水道

三 事業施行期間  
平成六年十二月二十八日から  
平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、輪之内都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 施行者の名称  
輪之内町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
輪之内都市計画下水道事業 輪之内町特定環境保全公共下水道
- 三 事業施行期間  
平成九年七月四日から  
平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地  
事業地を表示する図面において表示する。

議 会 告 示

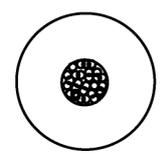
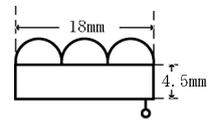
岐阜県議会告示第一号

岐阜県議会議員き章規程（昭和三十四年岐阜県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十九日

岐阜県議会議長 安 田 謙 三

別記様式を次のように改める。  
別記様式



地金 十四金  
縁 紺色モール  
菊花 十四金  
裏面に「岐阜県議会議員き章」と刻印する。  
裏金貨は、ネジ式又はタイタック式とする。

附 則  
この規程は、平成二十三年四月三十日から施行する。

岐阜県議会告示第一号

岐阜県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成七年岐阜県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十九日

岐阜県議会議長 安 田 謙 三

別記様式第三中



に改める。

附 則

この規程は、平成二十三年四月三十日から施行する。

議 会 訓 令 甲

岐阜県議会訓令甲第一号

岐阜県議会議務局

岐阜県議会議務局職員定数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

岐阜県議会議長 安 田 謙 三

岐阜県議会議務局職員定数規程の一部を改正する訓令

岐阜県議会議務局職員定数規程（昭和三十四年岐阜県議会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

「三人」を「二人」に、「二十八」を「二十七」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

公 示

第十次鳥獣保護事業計画の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四条第一項の規定により第十次鳥獣保護事業計画の一部を変更したので同条第四項の規定により公表する。

なお、計画書は岐阜県環境生活部地球環境課及び各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）環境課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県特定鳥獣保護管理計画（二ホンジカ）の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条第一項の規定により岐阜県特定鳥獣保護管理計画（二ホンジカ）を定めたので、同条第七項において準用する同法第四条第四項の規定により公表する。

なお、計画書は岐阜県環境生活部地球環境課及び各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）環境課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条第一項の規定により岐阜県特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）の一部を変更したので、同条第七項において準用する同法第四条第四項の規定により公表する。

なお、計画書は岐阜県環境生活部地球環境課及び各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）環境課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

指定管理者の指定

岐阜県東濃牧場及び岐阜県飛騨牧場に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県家畜育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例（昭和四十八年岐阜県条例第三十四号）第十二条の規定により公示する。

平成二十三年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市数田南五丁目一四番二一

社団法人岐阜県農畜産公社

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により来年度の競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第六百六十七条の五第二項（同令第六百六十七条の十一第三項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条の規定により公示します。

平成二十三年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 調達をする物品等又は特定役務の種類

- 1 電子計算機器類
- 2 医療用機器類
- 3 通信機器類
- 4 試験・分析機器類
- 5 一般・産業用機器類
- 6 自動車類
- 7 被服類
- 8 燃料
- 9 電力
- 10 医薬品・医療用品類
- 11 事務用品類
- 12 建設工事
- 13 電気通信サービス
- 14 電子計算機サービス及び関連のサービス
- 15 広告サービス

16 出版及び印刷のサービス

17 汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス

18 その他

二 資格

地方自治法施行令第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により定める競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）は、入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に記載されていることとします。

三 名簿への登録

名簿への登録を希望する者は、岐阜県会計規則（昭和三十二年岐阜県規則第十九号）第六百二十六条第一項の規定により入札参加資格審査申請書等を提出して次の要件を満たすかどうかの審査を受けなければなりません。

- 1 県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて現金で納付される県税を含む。）のうち自動車税以外のものを除く。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- 2 県内に主たる営業所を有する者であつては、消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- 3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をされた者にあつては、同法第九十九条第一項若しくは第二項又は第二百条第一項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。
- 4 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをされた者にあつては、同法第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- 5 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
- 6 建設工事の請負にあつては、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けるとともに、同法第二十七条の二十三第一項の規定による審査を受けていること。
- 7 測量の請負にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていること。

8 建築設計の請負にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていること又は建築設備に関する知識及び技能の資格を有すると認められること。

9 前三号に掲げるものを除くほか、法令の規定による許可、認可、登録等を受けなければ営むことができない業に係る請負にあつては、当該許可、認可、登録等を受けていること。

10 地質調査の請負にあつては、地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二条第一項の規定による登録を受けていること。

11 建設コンサルタントの請負にあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二条第一項の規定による登録を受けていること。

12 補償コンサルタントの請負にあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第十三百四十一号）第一条第一項の規定による登録を受けていること。

13 森林整備業務の請負にあつては、次の から までのうち、いずれかの資格等を有する技術職員を一名以上通年雇用し、かつ、常勤の技術職員を二名以上又は非常勤の技術職員を五名以上雇用していること。

林業技士

林業技士養成事業実施要領（昭和五十三年十月六日付け農林水産事務次官通達）又は林業技士養成事業実施要綱により社団法人日本森林技術協会が認定した者

青年林業士（育成部門又は素材生産部門に限る。）

林業後継者育成対策等事業実施要領（昭和五十八年四月四日付け農林水産事務次官通達）により都道府県知事が認定した者又は岐阜県林業士認定要領により岐阜県知事が認定した者

基幹林業作業士、林業技能作業士又は林業作業士

林業労働力対策実施要領（昭和四十五年七月三十一日付け林野庁長官通達）、林業担い手育成強化対策実施要領（平成八年五月二十四日付け林野庁長官通達）、林業担い手育成確保対策事業の実施について（平成十年四月八日付け林野庁長官通達）又は強い林業・木材産業づくり交付金実施要領（平成十七年三月三十日付け林野庁長官通達）により都道府県知事又は林業労働力確保支援センターが認定した者

四 有効期間等

1 有効期間

資格の有効期間は、名簿に登録されている期間です。  
名簿への登載は三の規定による審査の結果三の各号に掲げる要件を満たしている  
と認められたときになされ、名簿からの抹消は三の各号に掲げる要件を欠いたとき  
になされます。

なお、測量、建築設計、地質調査、建設コンサルタント及び補償コンサルタント  
に係る名簿については平成二十四年三月三十一日、森林整備業務の請負に係る名簿  
及び製造の請負、物件の買入れその他に係る名簿については平成二十五年三月三十  
一日をもって失効します。

2 更新

有効期間満了後引き続き資格が必要な場合は、有効期間満了前に、又は満了と同  
時に改めて名簿に登録されなければなりません。

五 建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分

二で規定する資格のほか、建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等  
級区分（建設業法第二十七条の二十三第一項の審査の評定に基づき別に定める基準に  
従って定められるものをいう。）は、次のとおりです。

1 土木一式工事

予 定 価 格	等 級 区 分
四千万円以上	A
一千五百万円以上四千万円未満	B
一千五百万円未満	C

2 建築一式工事

予 定 価 格	等 級 区 分
五千万円以上	A
二千五百万円以上五千万円未満	B

二千五百万円未満

C

3 電気工事

予 定 価 格

等級区分

二千万円以上

A

六百万円以上二千万円未満

B

六百万円未満

C

4 管工事

予 定 価 格

等級区分

二千万円以上

A

六百万円以上二千万円未満

B

六百万円未満

C

六 資格に関する事務を担当する課

資格に関する事務を担当する課は、次のとおりです。

1 建設工事、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設計等の請負

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市数田南二丁目二番一号

岐阜県国土整備部建設政策課建設業担当

電話番号 〇五八 二七二 八五〇四

2 森林整備業務の請負

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市数田南二丁目二番一号

岐阜県林政部治山課治山担当

電話番号 〇五八 二七二 八四九六

3 製造の請負、物件の買入れその他

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市数田南二丁目二番一号

岐阜県出納事務局出納管理課用度担当  
電話番号 〇五八 二七二 八七一五

平成二十三年三月二十九日発行

発行者

岐阜県庁  
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ  
—  
ブイ・アール・テクノセンター